

(平成23年11月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年11月から51年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

申立期間①について、私は昭和50年11月に結婚してA市に転居したが、母が「結婚前から国民年金を納付しているのだから継続したほうが良い。」と言って、保険料を遡って納付してくれた。申立期間②については、私名義の銀行口座から引き落とされていたはずである。納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、申立期間②について、期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間前後の期間の国民年金保険料を全て現年度納付しており、申立期間のみが未納であることは不自然である。

また、A市が保有していた国民年金自主納付者収滞納一覧表には、昭和53年1月から同年3月までの欄に「T（転出）」と記載されているが、申立人が転出したとする資料は見当たらず、申立人も「昭和53年当時転居したことはない。」と申述している上、年金事務所が保有する国民年金被保険者原票及び申立人が所持している国民年金手帳の住所変更欄にも、申立期間に転居したことを示す記載は無い。

申立期間①については、申立人は、「母親が5か月分の保険料を近所に住むB町（現在は、C市D区）役場職員の自宅に届けた。」と申述しているところ、その職員は既に死亡しているため証言を得ることはできず、その妻も「何も分からない。」と申述しており、詳細を確認することはできない。

また、オンライン記録によると、申立期間①を含む昭和50年度は、当初全

ての期間が未納であったものが、平成 21 年 10 月の厚生年金保険の記録統合により、一部が厚生年金保険の加入期間に変更されたことが確認できる。

さらに、国民年金手帳の住所変更欄から、申立人が A 市で国民年金の住所変更の手続をしたのは昭和 51 年 11 月 9 日であり、それに伴い E 社会保険事務所（当時）から F 社会保険事務所（当時）への台帳移管が行われたのは 52 年 1 月 10 日であることが国民年金被保険者原票から確認できるところ、この時点で 50 年度は未納のため過年度保険料となり、納付書が社会保険事務所から送付されたことが推認されるが、申立人は、「納付書が送付されたことに覚えは無く、金融機関及び社会保険事務所（当時）の窓口で保険料を納付した覚えも無い。」と申述している。

加えて、申立人の母親が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことを伺わせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月1日から同年9月1日まで

私の厚生年金保険記録のうち、A社（現在は、B社）における平成17年9月からの標準報酬月額は、同年7月を改定月とする月額変更届で処理されるべきところを届出がされていない。しかし、7月分の給与から高い保険料を控除されているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は34万円と記録されていたところ、平成17年7月15日に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）の入力処理が行われたことにより同年9月から38万円に改定されたことが確認できる。

しかしながら、B社から提出された賃金台帳によると、平成17年4月から固定的賃金に変更になっており、同年4月から同年6月までの報酬月額から申立人は標準報酬月額の随時改定の対象となるものと判断され、当該報酬月額から標準報酬月額38万円に該当することが確認できる。

また、C年金事務所は、標準報酬月額に係る届出について、「当時は、算定基礎届の適用年月を7月と書き換えることで、7月の月額変更として処理を行っていた。」と回答しているところ、A社から提出された算定基礎届総括表の「7月に月額変更する人」欄には「18人」と記載されており、算定基礎届の申立人に係る欄の備考には「7月月額変更」と記載されていることが確認できることから、同社は、申立人の算定基礎届について、7月を改定月とする随時改定届として提出を行ったものと推認できる。

さらに、申立期間に係る賃金台帳から、申立人が主張する標準報酬月額

(38 万円) に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額 (38 万円) に係る届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を、32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私の厚生年金保険記録のうち、A社（現在は、B社）における平成 17 年 9 月からの標準報酬月額は、同年 7 月を改定月とする月額変更届で処理されるべきところを届出がされていない。しかし、7 月分の給与から高い保険料を控除されているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は 28 万円と記録されていたところ、平成 17 年 7 月 15 日に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）の入力処理が行われたことにより同年 9 月から 32 万円に改定されたことが確認できる。

しかしながら、B社から提出された賃金台帳によると、平成 17 年 4 月から固定的賃金に変更になっており、同年 4 月から同年 6 月までの報酬月額から申立人は標準報酬月額の随時改定の対象となるものと判断され、当該報酬月額から標準報酬月額 32 万円に該当することが確認できる。

また、C年金事務所は、標準報酬月額に係る届出について、「当時は、算定基礎届の適用年月を 7 月と書き換えることで、7 月の月額変更として処理を行っていた。」と回答しているところ、A社から提出された算定基礎届総括表の「7 月に月額変更する人」欄には「18 人」と記載されており、算定基礎届の申立人に係る欄の備考には「7 月月額変更」と記載されていることが確認できることから、同社は、申立人の算定基礎届について、7 月を改定月とする随時改定届として提出を行ったものと推認できる。

さらに、申立期間に係る賃金台帳から、申立人が主張する標準報酬月額

(32 万円) に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額 (32 万円) に係る届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を、28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私の厚生年金保険記録のうち、A社（現在は、B社）における平成 17 年 9 月からの標準報酬月額は、同年 7 月を改定月とする月額変更届で処理されるべきところを届出がされていない。しかし、7 月分の給与から高い保険料を控除されているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は 24 万円と記録されていたところ、平成 17 年 7 月 15 日に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）の入力処理が行われたことにより同年 9 月から 28 万円に改定されたことが確認できる。

しかしながら、B社から提出された賃金台帳によると、平成 17 年 4 月から固定的賃金に変更になっており、同年 4 月から同年 6 月までの報酬月額から申立人は標準報酬月額の随時改定の対象となるものと判断され、当該報酬月額から標準報酬月額 28 万円に該当することが確認できる。

また、C年金事務所は、標準報酬月額に係る届出について、「当時は、算定基礎届の適用年月を 7 月と書き換えることで、7 月の月額変更として処理を行っていた。」と回答しているところ、A社から提出された算定基礎届総括表の「7 月に月額変更する人」欄には「18 人」と記載されており、算定基礎届の申立人に係る欄の備考には「7 月月額変更」と記載されていることが確認できることから、同社は、申立人の算定基礎届について、7 月を改定月とする随時改定届として提出を行ったものと推認できる。

さらに、申立期間に係る賃金台帳から、申立人が主張する標準報酬月額

(28 万円) に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額 (28 万円) に係る届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を、22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私の厚生年金保険記録のうち、A社（現在は、B社）における平成 17 年 9 月からの標準報酬月額は、同年 7 月を改定月とする月額変更届で処理されるべきところを届出がされていない。しかし、7 月分の給与から高い保険料を控除されているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は 18 万円と記録されていたところ、平成 17 年 7 月 15 日に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）の入力処理が行われたことにより同年 9 月から 22 万円に改定されたことが確認できる。

しかしながら、B社から提出された賃金台帳によると、平成 17 年 4 月から固定的賃金に変更になっており、同年 4 月から同年 6 月までの報酬月額から申立人は標準報酬月額の随時改定の対象となるものと判断され、当該報酬月額から標準報酬月額 22 万円に該当することが確認できる。

また、C年金事務所は、標準報酬月額に係る届出について、「当時は、算定基礎届の適用年月を 7 月と書き換えることで、7 月の月額変更として処理を行っていた。」と回答しているところ、A社から提出された算定基礎届総括表の「7 月に月額変更する人」欄には「18 人」と記載されており、算定基礎届の申立人に係る欄の備考には「7 月月額変更」と記載されていることが確認できることから、同社は、申立人の算定基礎届について、7 月を改定月とする随時改定届として提出を行ったものと推認できる。

さらに、申立期間に係る賃金台帳から、申立人が主張する標準報酬月額

(22 万円) に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額 (22 万円) に係る届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を、22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私の厚生年金保険記録のうち、A社（現在は、B社）における平成 17 年 9 月からの標準報酬月額は、同年 7 月を改定月とする月額変更届で処理されるべきところを届出がされていない。しかし、7 月分の給与から高い保険料を控除されているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は 19 万円と記録されていたところ、平成 17 年 7 月 15 日に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）の入力処理が行われたことにより同年 9 月から 22 万円に改定されたことが確認できる。

しかしながら、B社から提出された賃金台帳によると、平成 17 年 4 月から固定的賃金に変更になっており、同年 4 月から同年 6 月までの報酬月額から申立人は標準報酬月額の随時改定の対象となるものと判断され、当該報酬月額から標準報酬月額 22 万円に該当することが確認できる。

また、C年金事務所は、標準報酬月額に係る届出について、「当時は、算定基礎届の適用年月を 7 月と書き換えることで、7 月の月額変更として処理を行っていた。」と回答しているところ、A社から提出された算定基礎届総括表の「7 月に月額変更する人」欄には「18 人」と記載されており、算定基礎届の申立人に係る欄の備考には「7 月月額変更」と記載されていることが確認できることから、同社は、申立人の算定基礎届について、7 月を改定月とする随時改定届として提出を行ったものと推認できる。

さらに、申立期間に係る賃金台帳から、申立人が主張する標準報酬月額

(22 万円) に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額 (22 万円) に係る届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

山梨厚生年金 事案 630

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を、38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私の厚生年金保険記録のうち、A社（現在は、B社）における平成 17 年 9 月からの標準報酬月額は、同年 7 月を改定月とする月額変更届で処理されるべきところを届出がされていない。しかし、7 月分の給与から高い保険料を控除されているので記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は 34 万円と記録されていたところ、平成 17 年 7 月 15 日に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）の入力処理が行われたことにより同年 9 月から 38 万円に改定されたことが確認できる。

しかしながら、B社から提出された賃金台帳によると、平成 17 年 4 月から固定的賃金が変更になっており、同年 4 月から同年 6 月までの報酬月額から申立人は標準報酬月額の随時改定の対象となるものと判断され、当該報酬月額から標準報酬月額 38 万円に該当することが確認できる。

また、C年金事務所は、標準報酬月額に係る届出について、「当時は、算定基礎届の適用年月を 7 月と書き換えることで、7 月の月額変更として処理を行っていた。」と回答しているところ、A社から提出された算定基礎届総括表の「7 月に月額変更する人」欄には「18 人」と記載されており、算定基礎届の申立人に係る欄の備考には「7 月月額変更」と記載されていることが確認できることから、同社は、申立人の算定基礎届について、7 月を改定月

とする随時改定届として提出を行ったものと推認できる。

さらに、申立期間に係る賃金台帳から、申立人が主張する標準報酬月額（38 万円）に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（38 万円）に係る届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで
年金記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが分かった。20歳になって市役所から納付書が送付され、記憶では、母親が加入手続きを行い、毎年一括して納めていたと思う。申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行ったとされる母親は、「申立人の国民年金の加入手続きを行った記憶はないが納付書が送られてきた。」と申述しており、申立人の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人は、「20歳になって市役所から納付書が送付され、記憶では毎年一括して納めていたと思う。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立人の国民年金保険料が前納されたのは平成6年度及び7年度であったことが確認できる上、母親は、「申立人の申立期間に係る国民年金保険料を月ごとに同じ銀行支店の窓口で納付した。」と申述しているが、12回にわたって保険料を納付したにもかかわらず、納付記録が一度も残らないことは通常考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
脱退手当金を受給したのはA社を退職したときで、B社を退職したときではない。同社を退職した際には、脱退手当金を請求しなければならないような生活上の理由も全く思い当たらないので、申立期間の脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給した記憶があるとする期間と申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立人が受給した記憶があるとする期間の事業所の被保険者名簿には、当該事業所を最終事業所とする脱退手当金の受給記録がある者について「脱」表示が確認できるが、申立人には当該表示が無く、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことはうかがえないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間とそれ以前の期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。